

始良校区コミュニティ協議会だより

第1号 平成27年7月1日

始良校区コミュニティ協議会の発足について

会長 大浦地 政 廣

早いもので今年も半年が過ぎてしまいました。皆様には益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

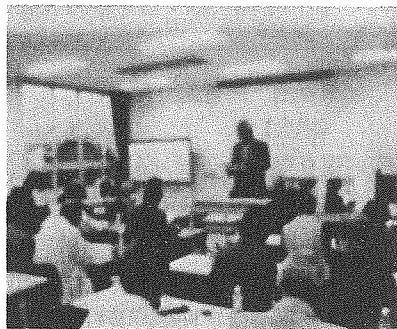
さて、平成26年6月に校区コミュニティ協議会について、始良市からの説明を受けて以来、始良小校区においても設立準備委員会を設置して、校区内の自治会長、各種団体の皆様との話し合いを進め、皆様のご理解とご協力により、この4月17日に「始良校区コミュニティ協議会」が発足致しました。

始良校区コミュニティ協議会は、「校区社会福祉協議会」の活動を中心に、独自に活動をされていた各種団体の活動を加えた形での活動を行うものです。

今まで行われていた活動がなくなるものでもありません。また、これまでの自治会単位での活動を規制するものでもありません。

これまで以上に、校区内の皆様の交流が進められ、自治会長や民生児童委員の皆様の参加や学校関係者の参加や関わりも強くなっていくことを期待しておりますし、これまでになかった校区内での文化活動などが、実施できるようになることを心から願っております。

始良小校区内の皆様が、いろんな行事などに参加され、始良校区コミュニティ協議会がしっかり歩くことができますように、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。



設立総会の状況

始良校区コミュニティ協議会は、平成26年8月30日に設立準備委員会を組織し、5回の協議を重ねたうえで設立することが決定しました。

これを受けて、設立総会は平成27年4月17日（金）始良公民館で、代議員47名中34名が出席し、来賓に笹山市長を迎えて開会しました。

会議は、大浦地設立準備委員会長の挨拶、笹山市長の来賓挨拶の後、始良校区コミュニティ協議会設立に向けたこれまでの主な経緯の説明を行い、議長に並木東自治会長の松田幸一氏を選任し、俵原田地西自治会長の川上三芳氏を議事録署名員に指名し協議を開始しました。

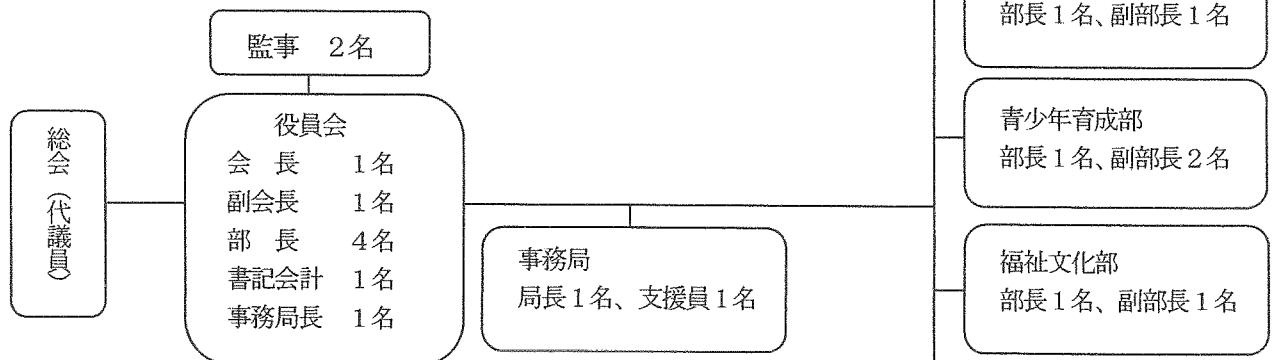
第1号議案始良校区コミュニティ協議会規約(案)は、第3条の「関心のあるメンバー」とは、地域に居住する住民（NPO等を含む）を対象とし、自治会未加入者も含まれる等、第2号議案始良校区コミュニティ協議会組織(案)は、事務局と総務部は一体化して事務処理を行うと考えている等の応答がありました。第4号議案平成27年度始良校区コミュニティ協議会事業計画(案)及び第5号議案平成27年度始良校区コミュニティ協議会予算(案)は、負担金は、今まで自治会が体育振興会へ納入していた負担金相当額を当分の間納めてもらうものであり、将来的にはこの負担金は無くすることも可能と考えている等の応答があり。第1号議案、第2号議案及び第4号議案並びに第5号議案はすべて原案通り全会一致で議決されました。

また、第3号議案始良校区コミュニティ協議会役員は、裏面に掲載のとおり議決されました。

なお、各部における構成員の割り振り計画(案)は、全会一致で承認され、引き続き部会を開催し、各部の役員は裏面に掲載のとおり決定しました。

以上すべての議案が議決・承認され、始良校区コミュニティ協議会が発足しました。

始良校区コミュニティ協議会の組織



- 総会・役員会等の開催に関する事
- 協議会の事務・会計全般に関する事
- 広報紙等の作成に関する事
- 事務所の維持に関する事

平成27年度 役員・部構成員

会長 大浦地 政廣 副会長 岩元 孝見
 事務局長及び書記会計(副会長兼務) 支援員 田中 まり子
 監事 岩下 卓夫、高山 哲二

専 門 部	構 成 員
総務部 部長 小倉 章 副部長 早瀬あき子	小倉 章、早瀬 あき子、大浦地 政廣 岩元 孝見、松田 幸一、野間口 徹郎 黒田 静子、徳田 あおい
青少年育成部 部長 中村 學 副部長 吉ヶ別符一好 花峯哲則	中村 學、吉ヶ別符 一好、花峯 哲則 岩下 卓夫、久永 一徳、横山 政信 高山 哲二、越間 源孝、川上 レイ子 田邊 いつ子、竹迫 正美、山下 暢志 鮫島 哲郎、吉岡 信裕、寺園 里佳子 赤塚 健志、奥 由希子、平山 孝子 山崎 涼子
福祉文化部 部長 早瀬五男 副部長 森 文子	早瀬 五男、森 文子、松田 建三 川上 三芳、黒木 愛、堂菌 敬子 永岡 政信、寺田 壽徳、坂元あつ子 日高 南海雄
健康安全部 部長 中馬睦夫 副部長 高橋信幸 部事務局 上床澄秋	中馬 睦夫、高橋 信幸、上床 澄秋 増山 逸麿、坂久保 誠、岡野 隆志 永田 伸一、有村 悦子、淵田ミチ子 和田 里志、新原 隆志、高峯 和則 板坂 敦子、濱田 秀一、宿里 信也

平成27年度 行事計画

- ◎ 総務部
 - ・広報紙の発行 年3回程度
 - ・各種団体及び自治会行事との調整
- ◎ 青少年育成部
 - ・重富干潟体験勉強会 6月27日(土)
 - ・お菓子作り 7月22日(水)
 - ・夏の星座教室 8月21日(金)
 - ・陶芸教室 10月10日(土)
 - ・3世代交流グラウンド・ゴルフ大会 11月28日(土)
 - ・ふれあい事業(始良小3年生児童) 3学期
 - ・子ども見守り、通学路の点検、あいさつ運動など
- ◎ 福祉文化部
 - ・研修視察(自治会長、民生委員など) 7月16日(木)
 - ・コミュニティ敬老会 9月24日(木)
 - ・いきいきサロン支援、赤い羽根募金運動、文化活動など
- ◎ 健康安全部
 - ・ドッジボール大会 7月25日(土)
 - ・6人制ソフトバレーボール大会 8月29日(土)
 - ・健康支援グラウンド・ゴルフ大会 10月14日(水)
 - ・ペタンク大会 11月 7日(土)
 - ・コミュニティグラウンド・ゴルフ大会 11月 7日(土)
 - ・自治会対抗ゴルフ大会 11月29日(日)
 - ・地域防犯パトロール・青パト活動
 思川清掃活動・ゴミ拾い(毎月第3土曜日)など

コミュニティ協議会規約(抜粋)

始良校区コミュニティ協議会規約

(名称及び事務所)

第1条 本会は、始良校区コミュニティ協議会(以下「協議会」という。)と称し、事務所を始良市働く女性の家内に置く。

(目的)

第2条 協議会は、始良小校区(以下「校区」という。)における共通の課題解決を図り、「共に助け合い、みんなでつくる活力ある地域コミュニティ」の構築を目的とし、自主的、主体的に地域活動を行うものとする。

(組織)

第3条 協議会は、校区内の自治会、民生・児童委員、老人会、青少年育成協議会、体育振興会、社会福祉協議会、学校及びコミュニティ活動に関心のあるメンバー(以下「構成団体」という。)で組織する。

(事業)

第4条 協議会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 校区の課題解決に向けての協議、学習等に関する事。
- (2) 校区の活性化及び環境保全に関する事。
- (3) 校区の相互の連携及び個人や団体等との連携に関する事。
- (4) 校区の保健衛生・福祉及び安全に関する事。
- (5) その他協議会の目的を達成するために必要な事。

第5条～第8条 略

(総会)

第9条 総会は、会長が招集し、議長はその総会において、出席した代議員の中から選出する。

- 2 前項に定める代議員は、自治会長、民生・児童委員及び第3条に規定する各構成団体の代表者とする。
- 3 総会は定期総会及び臨時総会とし、定期総会は毎年1回開催し、次の事項を審議し議決する。

また、臨時総会は、会長が必要と認めるとき及び代議員の3分の1以上から請求があったとき開催する。

- (1) 予算、決算及び事業計画、事業報告に関する事。
- (2) 役員を選任・解任に関する事。
- (3) 規約に関する事。

以下第15条まで 略

附 則

- 1 この規約は、平成27年 4月17日から施行する。

広報紙の「名称」を募集します。

始良校区コミュニティ協議会にふさわしく、親しみやすい名称を考えてください。

はがき等で、事務局までお届けください。

賞金は出せませんが、感謝状を準備いたします。・・下記へ送付ください。

〒899-5431 始良市西餅田3311-1 「働く女性の家」内 始良校区コミュニティ協議会

Tel 73-8389 fax 73-8395